

入札予報

物 品 番 号	令和7年度 第310号	
物 品 名 称	空き缶（スチール缶、アルミ缶）の売却	
納 入 場 所	別紙仕様書のとおり	
履 行 期 間 (納 入 期 限)	令和8年1月5日から ——日開 令和8年4月30日まで	
入 札 日 時	令和7年12月11日 午前9時30分	
入 札 場 所	長浜市八幡中山町200番地 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ管理棟 会議室	
No.	業 者 名	物品概要
1	(有)国城商店	空き缶（スチール缶、アルミ缶）の売却
2	(株)なんでも屋	
3	(有)山口屋	
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

入札書

物品番号 令和7年度 第310号

件名 空き缶（スチール缶・アルミ缶）の売却

(単位：円)

売却品目	売却予定数量(A)	単価(B)	(A) × (B)
スチール缶	45,000 k g	1 kg当たり 円	①
アルミ缶	19,000 k g	1 kg当たり 円	②
入札金額【合計金額（①+②）】			

※ 上記入札金額は、契約予定金額の110分の100に相当する金額(消費税額抜き)である。

※ 逆有償の場合（湖北広域行政事務センターが引き取りに要する費用を支払う場合）は、『▲ ○○円』と表示すること。

上記金額をもって請け負いたいので、仕様書、契約書案、湖北広域行政事務センター財務規則（昭和44年湖北広域行政事務センター規則第5号）及び入札心得ならびに指示事項を承知して入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所

商号又は名称

代表者 氏名

印

湖北広域行政事務センター 管理者 松居 雅人 様

「入札書の送付方法」

郵便入札の送付方法は、入札書を入れた封筒をさらに別の封筒に入れて郵送または持参していただることとします。なお、封筒のサイズは問いません。

二重封筒になっていない場合は失格としますので、御注意ください。

※持参する場合も二重封筒が必要となります。

【入札書郵送・持参方法】

- (1) 入札書は、案件名及び開札日を明記した封筒に入れてしっかりと糊付けし封緘する。
- (2) 内訳書の提出が指示されている場合は、入札書と一緒に①の封筒に入る。
- (3) (1) の封筒をさらに別の封筒に入れて、その封筒の裏面に次の事項を記載して、
一般書留・簡易書留で入札書送付先に郵送または持参する。
 - ①案件名 ②開札日 ③入札者の名称
 - ④入札者の電話番号 ⑤FAX番号 ⑥担当者氏名
- (4) 複数の案件を同封される場合（送付先が同じ場合に限る。）は、必ず案件ごとに内封筒を作成してください。また、入札書の入れ間違いには十分ご注意ください。

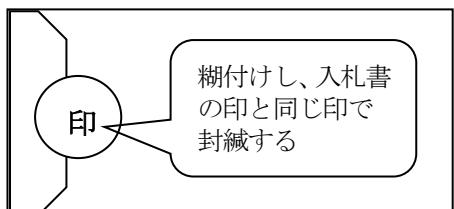
(1) 内封筒（表）

案件名	令和〇年度 第〇号 〇〇委託業務
開札日	令和〇年〇月〇日

(2) 内訳書

入札書 + 内訳書
(指示がある場合)

(1) 内封筒（裏）



(3) 外封筒（表）

〒526-0021
長浜市八幡中山町200番地
湖北広域行政事務センター
総務課宛

簡易書留
一般書留

入札書在中と朱書きしてください

入札書在中

(3) 外封筒（裏）

①案件名
②開札日
③入札者の名称
④入札者の電話番号
⑤入札者のFAX番号
⑥担当者氏名

令和 年 月 日

入札辞退届

湖北広域行政事務センター 管理者 松居 雅人 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

1 物品番号 令和7年度 第310号

2 物品名称 空き缶（スチール缶、アルミ缶）の売却

3 納入場所 別紙仕様書のとおり

上記について指名を受けましたが、次の理由により入札参加を辞退します。

辞退理由

※1 この届は、入札執行前に総務課（〒526-0021 長浜市八幡中山町200番地）に郵送又はFAXにて提出（入札日までに到達するものに限る。）してください。

※2 入札権限を委任している場合、代表者氏名欄は、受任者の記名・押印をしてください。

※3 入札を無断で辞退することがないよう十分留意してください。

空き缶の売却に係る仕様書

1. 目的

本仕様書は、湖北広域行政事務センター（以下「当センター」という。）が収集している資源ごみのうち空き缶の売却について定めることを目的とする。

2. 売却品目および予定数量（契約期間内）

スチール缶 45,000kg

アルミ缶 19,000kg

予定数量は、昨年の実績に基づくものであり、変動することがある。

3. 業者決定方法

上記予定数量に見積単価を乗じた合計価格が最も高額な業者を落札者とする。

4. 契約方法

消費税額を含む各品目の 1kg 当たりの単価

5. 契約期間

令和8年1月5日から令和8年4月30日まで

6. 搬入車輌

4t プレスパッカー車

2t プレスパッカー車

2t 低床トラック

7. 資源ごみの荷降し場所

- (1) 落札者が当センター入札参加資格審査申請時に提出した様式第9号（空き缶用）中の資源ごみが搬入される敷地（以下、「荷降し場所」という。）が当センター管内に確保されていること。ただし、荷降し場所が借地である場合、借地の貸主は令和7年度の当センター物品の調達（修繕）にかかる指名競争入札参加資格者名簿の営業種目が「再生利用の目的となる一般廃棄物処理業務」で登録された者でないものとする。
- (2) 搬入された空き缶を収納することができる敷地を確保されていること。
- (3) 搬入された空き缶がスチール缶及びアルミ缶に選別できるよう資源選別機が設置されていること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）及び関係法令等に基づく敷地の利用がされている場合は、当センター及び県等関係機関と調整の上、その許可を受けていること。
- (5) 荷降し場所及び選別等の業務を行う場所において、空き缶の飛散及び流出等がないように周辺環境への配慮がなされていること。
- (6) 荷降し場所には計量法に基づく計量検定において、合格した計量器（以下「計量器」という。）を設置し、搬入された空き缶が計量できること。

8. 引渡方法

- (1) 当センターが行う資源ごみ収集日に、当センターの収集運搬委託業者が落札業者の荷降ろし場所へ搬入する。引渡しにあたり、空き缶の整理を行う者が常駐（原則、月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時00分まで。ただし収集が遅れた場合等、時間を延長する場合がある。）すること。
- (2) 搬入日は、空き缶搬入車両が容易に旋回できる空地を確保すること。

9. 取引量

計量は、落札者の計量器で行い、計量伝票に記載された荷降ろし前後の差し引き重量をもって取引量とする。空き缶の搬入時ごとに計量伝票を落札者が当センターに提出する。なお、当センターでの確認計量を必要の都度行う。

10. 代金の納付

買取人は、センターが送付する月末締め切りの請求書を受理した日から30日以内に納付すること。ただし、過去2年間に当センター及び国または地方公共団体（国・地方公共団体の場合は同じ種類・規模の契約）と2回以上契約を締結したことがない場合は、契約締結後、センターが指定する期日までに契約単価に売却予定量を乗じて得た額の3分の2以上を納付するものとする。

11. その他

- (1) 引取った空き缶に不適切物が混入している場合でも、当該不適切物も含めた重量を取引量とし、不適切物は、落札者の責任において適正に処分すること。（構成市に啓発指導するため、不適切物等が混入し搬入された地区を当センターに連絡すること。）
- (2) 契約締結後、経済状況の変動により市場価格に著しい変動があった場合においても、契約金額の変更は原則行わない。
- (3) 廃掃法及び関係法令等に違反した場合、落札者との契約を解除するものとする。
- (4) 引取った空き缶を海外へ輸出するにあたっては、バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約）に抵触しない処分方法であること。